傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

保有個人情報不開示決定処分取消請求事件について

事 案 の 概 要

上告人（第一審原告）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和３年法律第３７号による廃止前のもの。以下「法」という。）１２条１項に基づき、亡母が刑務所において同室者から受けたいじめに関する事案を調査した記録（本件調査記録）に記録されている情報等の開示を請求したところ、これを開示しない旨の決定（本件決定）を受けた。

本件は、上告人が、被上告人（第一審被告・国）を相手に、本件決定の取消しを求める事案である。

原判決及び争点

◇　原判決（大阪高裁）は、本件調査記録に記録された情報について、①　上告人を本人とする保有個人情報に当たるとした上で、②　法４５条１項所定の保有個人情報に当たるとして、本件調査記録に係る上告人の請求を棄却した。

◇　最高裁においては、次の２点が争われている。

①　本件調査記録に記録された情報が上告人を本人とする保有個人情報に当たるか

②　本件調査記録に記録された情報が法４５条１項所定の保有個人情報に当たるか

【行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和３年法律第３７号による廃止前）】

１２条１項　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報【※１】の開示を請求することができる。

４５条１項　第４章の規定（注：１２条～４４条）は、…刑…の執行…に係る保有個人情報【※１】（当該…執行を受けた者…に係るものに限る。）については、適用しない。

【※１】保有個人情報　　行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報【※２】であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書に記録されているもの（２条５項）

【※２】個人情報　　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（２条２項柱書き、同項１号）